

## 町田市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、地域密着型サービス事業者の区域外指定に関する取扱い及び認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設への入居又は入所に関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(市外の地域密着型サービス事業所の指定要件)

第2条 市長は、市外の地域密着型サービス事業所について、以下の要件を満たす場合に指定を行う。

(1) 該当事業所が所在する市区町村の同意の見込みがあること

(2) 該当事業所の利用を希望する者（以下、本条において「利用希望者」という。）

が市内の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること

(3) 利用希望者が該当事業所の所在する市区町村に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること

2 前項第2号の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難な場合とは、次のような場合をいう。

(1) 市内に同種サービスが存在しない場合

(2) 市内の同種サービスにおいて3か月以上の期間にわたり定員の空きがない場合

(3) 市内の地域密着型サービス事業所よりも利用を希望する市外の地域密着型サービス事業所の方が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合。ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設を除く。

(4) 虐待からの避難による場合

(5) その他、市内の地域密着型サービスの利用について第1号から第4号と同程度の困難性が認められる場合

(他の市区町村が市内の地域密着型サービス事業所を指定する場合の同意要件)

第3条 市長は、次項以降の要件を満たす場合、他の市区町村による市内の地域密着型サービス事業所の指定に同意する。

2 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設に関する同意要件は以下の各号に掲げるとおりとする

(1) 指定対象事業所の要件

ア 開設から1年を経過していること

イ 入居又は入所（以下、「入居等」という。）を申請している既存の待機者がいない旨又は既存の待機者よりも入居等の必要性が高い旨の申立書が指定対象事業所から提出されていること

ウ 同意申請に係る入居等の希望者（以下、「入居等希望者」という。）を含め、町田市の介護保険被保険者でない者の割合が事業所定員の2割以下であること

エ 入居等希望者の受け入れ後に定員の空きが1名以上あること

(2) 入居等希望者の要件

ア 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること

イ 入居等希望者が町田市に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に関する同意要件は以

下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定対象事業所の要件

- ア 同意申請に係る地域密着型サービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）を含めて町田市介護保険被保険者でない利用者（町田市に住民登録があり、住所地特例により他の市区町村の被保険者となっている者を除く）の割合が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護又は認知症対応型通所介護にあつては契約者数の2割以下、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護にあつては登録定員の2割以下であること
- イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護については現在の契約者数、サービスの利用状況等を勘案し、指定申請に係る利用希望者の受け入れ後に更に2名以上へのサービス提供が可能と認められること
- ウ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については指定申請に係る利用希望者の受け入れ後に登録定員の空きが2名以上あること

(2) 利用希望者の要件

- ア 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること
- イ 利用希望者が町田市に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること

4 第2項第2号ア、前項第2号アの地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難な場合とは、次のような場合をいう。

(1) 住所地に同種サービスが存在しない場合

(2) 住所地の同種サービスにおいて3か月以上の期間にわたり定員の空きがない場合

(3) 住所地の地域密着型サービス事業所よりも利用を希望する市内の同種サービス事業所の方が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合。ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。）を除く。

(4) 虐待からの避難等による場合

(5) その他、住所地の地域密着型サービスの利用について第1号から第4号と同程度の困難性が認められる場合

(認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者の要件)

第4条 地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者（以下、「入居等申請者」という。）は、町田市への転入後3か月以上の期間を経過した者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入居等申請者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者の転入に伴い町田市に転入した者は、転入後の経過期間にかかわらず、認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請することができる。

3 前項の場合においては、利用を予定する事業所が次の要件に該当していなければならない。

(1) 入居等を申請している既存の待機者がいない旨又は既存の待機者よりも入居等の必要性が高い旨の申立書が指定対象事業所から提出されていること

4 転出後も住所地特例によって町田市の介護保険被保険者となっている者は、町田市における被保険者資格取得後の期間を町田市への転入後の期間とみなして第1項の規定を適用する。

(例外措置)

第5条 地域密着型サービスの利用が早急に必要と認められる特別の事情がある場合は、前条までの規定によらず転入等による利用について個別に判断を行う。

2 前項の場合において、転入後の期間が3か月未満である者が認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する場合は、入居等を予定する事業所が次の要件に該当していなければならない。

(1) 開設から1年を経過していること

(2) 入居等を申請している既存の待機者がいない旨又は既存の待機者よりも入居等の必要性が高い旨の申立書が指定対象事業所から提出されていること

3 本条の規定により地域密着型サービスの利用の可否を判断する場合には、町田市地域密着型サービス運営委員会（以下、「委員会」という。）に付議し委員の意見を聴いた上で判断するものとする。ただし、委員会に付議することができない場合は部長決裁をもって付議に代え、直後の委員会に報告を行うものとする。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

本基準は2016年4月1日より施行する。